

民生委員からみた家庭内での高齢者虐待の現状

サ サ キ ト モ エ ア カ マ ツ キ ミ コ
 佐 佐 木 智 絵 * 赤 松 公 子 ^{2*}
 ス ヤ マ ケ イ コ マ エ ガ ミ ユ リ
 陶 山 啓 子 ^{2*} 前 神 有 里 ^{3*}

目的・方法 愛媛県独自の高齢者虐待システム構築に向けて現状を把握する目的で、2005年に介護保険サービス事業者および保健・医療サービス機関に所属する職員、自治体職員、民生委員を対象に調査を行った。今回は民生委員に行った調査について報告する。愛媛県内の5地方局管内から1市町を選定し、その地域の民生委員274人を対象に郵送法による質問紙調査を行った。

結果 191人から有効回答を得られた。虐待事例を把握していると回答した民生委員は13人(6.8%)であった。11人の虐待事例は、介護保険などの在宅サービスを利用していないという結果であった。虐待の内容は、『精神的虐待』が最も多く、次いで『経済的虐待』、『介護・世話の放棄・放任』であった。虐待事例への対処としては、『被虐待高齢者の気持ちの理解』、『虐待者以外の親族への理解・協力』、『見守り』が多く、対処が困難だった点に関して『家庭内の問題に外から係わることがはばかれる』、『自分がどのように係わればよいか分からない』という回答がみられた。自由記載からは、民生委員が様々なジレンマを抱えながら地域の高齢者虐待と向き合おうとしていること、民生委員を含めた地域住民の虐待に対する知識や認識の不足があること、虐待への対処よりも予防が大切であり、そのためには地域や家族の道德観の向上や高齢者の役割拡大が必要であると考えていることが明らかとなった。

結論 民生委員は、介護保険を利用していない高齢者が受けている虐待や、短時間の関わりでは把握が難しい心理的虐待についても把握していた。この事実は、民生委員が高齢者虐待の発見者として役割を果たす可能性を示唆するものであり、同じ地域に在住する住民として虐待者や被虐待高齢者と密な関係にあり、介入者としての役割も担うことができると推察された。民生委員のジレンマを解消するためには、高齢者虐待防止のネットワーク化によって民生委員の役割を明確にすること、民生委員への支援環境の整備が求められている。さらに、民生委員を含めた地域住民の活躍の場を広げるためには単なる知識提供の啓発活動ではなく、地域住民自らが主体的に虐待防止に係われるようなコミュニティ全体の活性化が必要である。

Key words : 高齢者虐待, 在宅, 実態調査, 愛媛県, 民生委員

Ⅰ 緒 言

高齢者虐待対策の先進国であるアメリカでは、1992年より高齢者家庭内虐待防止のための予算補助を開始し、全国高齢者虐待センター設置して高齢者虐待に関する情報収集、技術的援助、調査研究に取り組んだ。さらに2001年には高齢者虐待法を制定、全国規模の教育と国民の意識啓発や通報システムの導入など積極的な取り組みを行っている¹⁾。一方日

本でもアメリカに準じて、2005年、高齢者虐待に関する国や地方自治体の責務、地域連携、虐待に気づいた人に対する通報義務などを定めた高齢者虐待の防止や高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」とする)の制定、各都道府県での虐待防止システム構築などの取り組みが進展している。

欧米諸国の高齢者虐待研究が1970年代から始まったことと比較して日本における研究の歴史は浅く、最初の研究報告は1987年であった²⁾。以降各方面で研究^{3~8)}が行われているが、研究内容は保健・医療・福祉関係者に回答を求める実態調査が多く、地域に潜在する高齢者虐待の実態を把握するためには専門職からの情報のみでは限界があると思われた。

* 兵庫県立大学看護学部

^{2*} 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻

^{3*} 愛媛県研究所

連絡先：〒791-0295 愛媛県東温市志津川

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻 赤松公子

また、日本の高齢者虐待対策がアメリカなどの研究や対策から示唆を得て進展してきた経緯からも、今後は日本の家族や地域のもつ文化的背景及び歴史の変遷を踏まえた独自の支援体制を構築していく必要があり、日本独自の多角的な研究の蓄積が必要である。

愛媛県でも2005年度から高齢者虐待防止対策事業を開始し、庁内の組織化、研修会の実施、事例検討を行うと共に、連絡体制の整備、高齢者虐待防止相談員による相談活動などを行っている。しかしこれらの活動は取り組みが始まったばかりで前例も少なく、愛媛県独自の高齢者虐待システムを構築するための現状分析と課題抽出が必要であった。そこで2003年の全国調査⁸⁾に準じ、介護保険サービス事業者および保健・医療サービス機関に所属する職員、自治体職員に加えて、民生委員を対象に調査を実施した。新たに調査対象者に民生委員を加えた理由は、サービスを利用していない人々の高齢者虐待を把握するためには、公的な身分をもち、地域住民をよく知る民生委員を対象に調査することが有用であると考えたからである。また、2000年の民生委員法の改正で、常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行うことが法律上に明記されていることを受け、調査を実施することで民生委員の高齢者虐待に対する意識が向上することを期待した。本資料では、民生委員を対象に行った調査についてのみ報告する。

本研究の目的は、民生委員から見た在宅における高齢者に対する虐待の実態を明らかにし、愛媛県内の高齢者虐待防止システムを構築する際の基礎的資料とすることである。

II 研究方法

1. 用語の定義

虐待を受けている高齢者（以下被虐待高齢者）とは、家庭内において家族などから身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任のいずれかの虐待を受けている65歳以上の者とした。

2. 調査対象および調査期間

愛媛県内5地方局管内から各1市町を選定し、その地区の市町から囑託された民生委員274人を無作為に抽出後、切手を添えた返信用封筒を同封し、郵送法による質問紙調査を行った。調査期間は2005年10月～11月であった。

3. 調査内容

調査した内容は以下のとおりである。

1) 調査対象者の属性

(1) 担当地区

2) 高齢者虐待の把握状況

- (1) 虐待の把握状況（複数選択法）
- (2) 虐待を知った経緯（択一選択法）
- (3) 虐待発見時の対応（択一選択法）
- (4) 虐待事例（1事例について記載）

① サービスの利用状況（択一選択法）

② 虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任）の種類（複数選択法）と頻度（択一選択法）

③ 被虐待者の虐待の自覚及び相談（択一選択法）

④ 虐待者の虐待の自覚及び相談（択一選択法）

⑤ 虐待解決のための民生委員の対処（複数選択法）

13項目：「被虐待高齢者の相談に十分のった」、
「被虐待高齢者の気持ちの理解に務めた」、
「虐待者の相談に十分のった」、
「虐待者の気持ちの理解に務めた」、
「虐待者への説得を行った」、
「虐待者以外の親族へ理解・協力を求めた」、
「虐待者の介護負担を軽減するような介護サービスの利用を勧めた」、
「見守りを続けた」など

⑥ 虐待解決のための民生委員の対処困難な要因（複数選択法）

7項目：「自分でどのように係わればよいかわからない」、
「自分の立場ではかかわれないと思う」、
「相談する人がいない」、
「被虐待高齢者や家族が介入を拒む」、
「家庭の問題に外から係わることがはばかられる」など

3) 高齢者虐待防止対策に関する民生委員の認識

4) 高齢者虐待や調査に関する自由記載

4. 倫理的配慮

調査は無記名で行った。調査の趣旨を記した書面とアンケート調査用紙を宅配メール便で送付し、記入後の自主的な返送をもって調査への同意とした。

5. 分析方法

有効回答は191人（69.7%）であった。高齢者虐待対策については191人全てを、虐待事例に関しては「虐待を把握している」と回答した13人を分析対象とした。また、自由記載に関しては、43人から得た全ての自由記載の文章を切片化し、内容が類似したものを同土をカテゴリー化する方法で内容分析を行った。

III 研究結果

1. 虐待事例の背景

191人のうち担当地区の高齢者虐待を「知っている

る」と回答した者は13人(6.8%)で、そのうち11人(84.6%)の民生委員は被虐待高齢者が介護保険サービスや地域の介護サービスを利用していない者という回答であった。虐待を知った経緯は「住民からの連絡」が最も多く6人(46.2%)、次いで「民生委員自身による気づき」、「被虐待者からの申告」、「被虐待者の家族、親族からの申告」が各2人(15.4%)、「行政や専門職からの協力依頼」が1人(7.7%)であり、「虐待者からの申告」と回答したものはなかった。また「被虐待者の表情や精神状態がおかしい」、「被虐待者の身なりが整っていない」、「居室・居宅内が散らかっていたり悪臭がする」などがきっかけで虐待に気づいていた。

13人から得た虐待の内容についての回答を表1に示す。虐待の具体的内容について「最も当てはまる」と「当てはまる」ものをそれぞれ複数回答で求めた。結果は「最も当てはまる」、「あてはまる」共に『心理的虐待』が最も多かった。「最も当てはまる」虐待の内容としては、心理的虐待に次いで『介護・世話の放棄・放任』、『身体的虐待』の順であり、「当てはまる」と回答された虐待の内容は、心理的虐待に次いで『経済的虐待』、『介護・世話の放棄・放任』であった。

虐待者・被虐待高齢者の自覚等についての結果を表2に示した。被虐待高齢者は虐待されているという「自覚がある」7人(53.8%)ものが多いが、「虐待されていることを隠そうとする」5人(38.5%)傾向があり、また虐待者は虐待している「自覚がない」8人(61.5%)ものも多く、虐待者からの相談はないという結果であった。

2. 虐待事例への対処

民生委員が行った虐待解決のための対処を表3に示す(回答は複数回答)。「被虐待高齢者の気持ちの理解に努めた」、「虐待者以外の親族への理解・協力を努めた」、「見守りを続けた」の3項目は、13人の対象者のうち6人以上が選択していた。対処が困難であった点として、「家庭の問題に外から関わることがはばかられる」は9人、「自分がどのように関わればよいか、わからない」は5人が選択していたが、「高齢者虐待は外から係わる問題ではない」と回答したものはないという結果であった。

3. 高齢者虐待対策について

図1は高齢者虐待対策に関する民生委員の認識を示したものである。「相談窓口がどこにあるか知っている」という問に対して7割近くの民生委員が知っているという回答しているが、「住民に対する教育・啓発ができていない」と感じているものは3割にとどまっていた。

表1 虐待事例の虐待の種類・頻度

N=13

虐待	最も当てはまる	当てはまる
【身体的虐待】		
外傷(出血・アザ・火傷・骨折)	2	2
傷にならない程度の暴力的な行為	1	0
拘束(ベッドなどに縛りつけ)	1	0
無理やり食事を口に入れる	0	1
計	4	3
【心理的虐待】		
怒鳴る, ののしる, 威圧, 脅迫	4	3
高齢者を意図的に無視する	1	5
嫌がらせ	1	1
侮辱を込めて子供のように扱う	0	3
計	6	12
【性的虐待】		
不用意な性器への接触	1	0
排泄の失敗等に対し懲罰的に下半身を裸にして放置	1	0
計	2	0
【経済的虐待】		
日常必要な金銭を渡さない/使わせない	1	5
年金, 預貯金, 不動産収入等の取り上げ	0	3
不動産, 有価証券などの無断売却	0	3
計	1	11
【介護・世話の放棄・放任】		
入浴・排泄介助放棄による不衛生状態	1	3
水分・食事摂取放任による身体的ダメージ	1	0
劣悪な住環境の中で生活させる	1	2
被虐待者が希望する介護・医療サービスを利用させない	1	2
介護者が自宅に戻らないことがある	1	0
計	5	7

注) 把握している虐待事例について、1事例につき『最も当てはまる』は択一回答、『当てはまる』は複数回答で回答を求めた。

4. 自由記載の分析

80の自由記載から表4のような結果が得られた。ほとんどの回答者は『虐待の有無』について自分の対象地区では「虐待はない」としながらも、今のところみたり聞いたりしたことはないという「断言を避ける」回答もあった。

表2 被虐待高齢者・虐待者の虐待の自覚と訴え

N = 13

被虐待高齢者		虐待者	
虐待されている・虐待している自覚はあると思うか			
自覚あり	7	自覚あり	1
自覚なし	3	自覚なし	8
わからない	2	わからない	3
無回答	1	無回答	1
訴えや相談があったか			
相談やサインあり	3	あり	0
隠そうとする	5	なし	11
何の反応もしない	1	わからない	3
わからない	2	無回答	0
無回答	2		

表3 虐待解決のための民生委員の対処

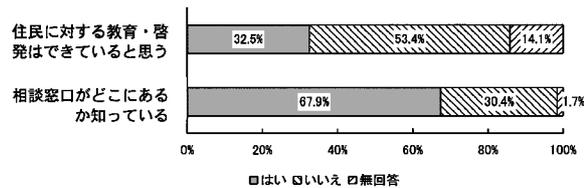
N = 13

被虐待高齢者の相談に十分のった	1
被虐待高齢者の気持ちの理解に務めた	7
虐待者の相談に十分のった	0
虐待者の気持ちの理解に努めた	2
虐待者への説得を行った	2
虐待者以外の親族へ理解・協力を努めた	7
虐待者の介護負担を軽減するような介護サービスの利用を勧めた	2
(一時的な) 分離を進めた	1
介護教室や介護家族団体への参加を勧めた	0
専門家による相談を勧めた	0
見守りを続けた	6
その他	1
特に何もしていない	1
対応困難な要因	
自分がどのように関わればよいかわからない	5
自分の立場では関われないと思う	3
相談する人がいない	1
被虐待高齢者や家族が介入を拒む	3
家庭の問題に外から関わることはばかられる	9
高齢者虐待は外から関わる問題ではない	0
その他	
風評を注意して相談せねばならず近所の目と耳が怖い など	2

注) 複数回答

虐待が予測されるが『虐待に出会わない理由』として独居高齢者が増えていることなどの「家族形態の変化」や、虐待そのものが「家庭から外にもれない」ことや都市部では近所づきあいが希薄になり

図1 高齢者虐待対策に関する民生委員の認識



N = 191

表4 自由記載の内容分析結果

N = 43

1. 虐待の有無	1) 虐待はない 2) 断言を避ける
2. 虐待事例に出会わない理由	1) 家族形態の変化 2) 地域の特性 3) 介護施設が充実している 4) 家庭から外にもれない 5) 家庭内のことがみえにくい 6) 虐待の認識の問題 7) 当事者が気づかない
3. 虐待が起きる理由	1) 介護疲れ 2) 経済的な余裕のなさ
4. 虐待増加の危惧	1) 今起きていないだけ 2) 虐待の認識をかえる 3) 介護費用の増加
5. 期待する予防対策	1) 介護者の精神的サポート 2) 地域全体での見守り 3) 家族や地域の道徳観の向上 4) 相談先を分かるようにしておく 5) 福祉の充実による負担の解消 6) 知識提供や啓発
6. 虐待に出会ったときの対処策	1) 相談援助 2) 行政や施設との連携 3) 行政に相談する
7. 介入上のジレンマ	1) 十分介入できない 2) 判断に迷う 3) どこまでできるのかわからない 4) 一人のできる限界

「家庭内のことが分かりにくい」ことがあげられていた。その反面、近所同士の付き合いが密で、地域で高齢者を尊重しているような「地域の特性」を『虐待に出会わない理由』としてあげていた。また、「虐待の認識の問題」として“年金を自由に使わせない。食事のしたくはするがそれ以外はかわりがない、話もあまりしない、洗濯はしてもらえるし着るものも揃えてもらっている。近所の人からみればよくしてもらっていると思われるが、本人は不

満というのは虐待にあたるのか、疑問に思う。”というような虐待のとらえ方そのものの違いもあげられていた。

また『虐待が起きる理由』として“悲しいことだが本当に介護は大変だ。一生懸命すればするほど大変だ。”など、介護者の「介護疲れ」を理由とする回答があった。また、今後の見通しとして『虐待の増加を危惧』する回答もあり、その中には“優しい介護と虐待は紙一重”であり、今後「介護費用の増加」などで負担が増えれば「いま起きていないだけ」で明日には起きるかもしれないことや、“もし年金に関して本人に自由にさせないのが虐待になるなら事例は多いと思う。”というような、「虐待の認識をかえる」ことで虐待だと思っていた事例が虐待事例となる可能性があることも記述されていた。

民生委員は虐待が起きてからの対処より予防が必要だと述べており、『虐待が起きる理由』をふまえて“身体的ケアそして精神的ケアを十分にすることがあると思う。高齢者にもそれは必要だが、介護者にもそれ以上に必要だ。”“在宅介護に頼りすぎず、養護老人ホームや特別養護老人ホームの収容人数を増やす”“福祉の充実を切に願う”など、『期待する予防対策』として「介護者の精神的なサポート」や「福祉の充実による負担の解消」をあげていた。さらに“親が子どもに伝える民族性の伝承、宗教観、学校教育の道徳教育、社会教育における文化の向上など側面的な取り組みが重要”“地域の一人ひとりがサポートして近隣の情報を得ることが大事だ。各種行事の参加呼びかけなど小さな共同体を取り戻すことが必要。”など、「家族や地域の道徳観の向上」により、高齢者を敬う気持ちを育て「地域全体での見守り」を行うことで、高齢者虐待は防げるという意見もあった。そして「知識提供や啓発」によってあまり住民になじみがない高齢者虐待やその現状について周知することの必要性も記述されていた。

さらに、民生委員が現状の中で抱える『介入上のジレンマ』についても記述されていた。民生委員は虐待に対し「十分に介入できない」と感じており、その原因として、虐待なのかどうか、どう介入すればよいのかなど「判断に迷う」ことやプライバシーの問題やどこまで責任を持てるかわからないなど「どこまでできるかわからない」事などがあげられている。さらに“隣人や周囲の居住者からの報告がなければ判別しがたい”など、「一人でできる限界」についても触れられていた。

Ⅳ 考 察

以上の結果をもとに、1. 高齢者虐待の把握と介

入の現状と、2. 民生委員を含めた地域住民への啓発活動について考察を加える。

1. 高齢者虐待の把握と介入の現状

民生委員が把握している虐待は、主に介護保険などの公的サービスを利用していない高齢者に対して行われる心理的虐待が多かった。先行研究⁹⁾において、介護保険在宅サービス事業者（以下事業者）が把握しやすい虐待の種類は主に身体的虐待であり、とくに外傷により発見することが多いことが明らかにされている。事業者が身体的なケアを通して情報を得ることに対し、民生委員は同じ地域に住む住人であるため高齢者を抱える家庭の中の変化に気づきやすいことや、近所同士の付き合いがあるため、日頃見かける高齢者の様子から情報を得ることが容易であると考えられる。そのため民生委員は、怒鳴ったり意図的に無視をしたりというような心理的虐待にあたるような内容をより多く把握できると考えられた。さらに、民生委員が気づいた虐待事例13件中11件が介護保険などの介護サービスを利用していない高齢者であったことは、民生委員が虐待予防のための情報提供者として重要な存在であることを示唆している。以前より介護サービスの適切な利用のためにケアマネジメントの必要性¹⁰⁾も検討されている。民生委員は介護者や被介護者の生活状況を身近でみることができ、サービスにつなげていくための情報提供者としても活躍できる存在であるといえる。また、介護者には様々な介護負担があり、介護の精神的・身体的疲労が高齢者虐待を引き起こす主な原因¹¹⁾となっている。地域における高齢者虐待の防止策として、民生委員は見守りや気持ちの理解、当事者以外の家族構成員の調整など、高齢者虐待防止法における養護者の支援のための重要な資源¹²⁾であり、ネットワークの重要な役割を担うことができる存在といえる。愛媛県においては、虐待防止のための早期発見・見守りネットワークの構成員として民生委員をあげており、活躍が期待される場所である。

しかし、調査を行った高齢者虐待防止法施行以前の民生委員は自分がどのように関わればよいかかわからない、判断に迷うなどの介入方法がわからないことのジレンマ、家庭の問題に外から関わることがはばかれる、虐待者や被虐待者に虐待の自覚がなかったり自覚があっても隠そうとしていたりすることに対してどこまで踏み込めばよいのかなどの民生委員としての介入の限界を感じながら活動していることが伺えた。民生委員が果たさなければならない役割は幅広く、一人で活動するには限界があるため、ネットワークに支えられているという安心感などの

成果を期待したネットワーク化が望まれる¹³⁾。

2. 民生委員を含めた地域住民への啓発活動

民生委員は短時間での把握が難しいことが考えられる心理的虐待や介護サービスを利用していない高齢者への虐待など、地域の住民であるからこそ発見可能な虐待事例を把握していた。それに対して何かをしたいと思いつつも、外から関わることははばかられたりどのように介入してよいか分からなかったりするために、対応できないなどのジレンマを抱えた状況があることが示唆された。対応が困難であった理由として、虐待防止における民生委員の立場が明確ではないことが原因として考えられる。民生委員のジレンマを解消する重要なポイントとして、高齢者虐待に関する知識等の啓発がある。民生委員は高齢者虐待について“年金に関して本人に自由にさせないのが虐待になるなら事例は多いと思う。”、“近所の人からみればよくしてもらっていると思われるが、本人は不満というのは虐待にあたるのか疑問に思う。”と回答しているように、虐待について知識や認識の不十分さがうかがえる。以上のような自由記載内容は民生委員だけではなく、虐待者、被虐待高齢者を含めた地域の住民全てに共通する認識ともいえ、民生委員が正しい知識や認識を持てたとしても、周囲の住民が正しい認識を持たなければ民生委員の介入は困難となる。世田谷区では、コミュニティマニユアルとして、地域住民参加型の高齢者虐待防止マニュアルを作成している。この方策により、民生委員だけではなく地域住民の虐待防止に対する意識の向上が期待できる。さらに高齢者虐待予防対策で目指すところの、地域全体での見守り、家族や地域の道徳観の向上に発展し、高齢者を敬い尊重すること、高齢者が地域で果たす役割の拡大にもつながる。小野¹⁴⁾は介護家族の立場を理解して援助するフォーマル・サポートと近隣や友人も含めたインフォーマル・コミュニティ・サポートの必要性を述べており、そのためのコミュニティ・エンパワーメントサポートシステムの構築を推奨している。現在愛媛県では全20時間の高齢者虐待対応職員養成講座を市町職員および地域包括支援センター職員対象に行っているが、民生委員や地域住民の有志を対象にした講習会を開くことも、コミュニティエンパワーメントの一要素として有用ではないかと考えられる。

本調査は2003年に厚生労働省が行った全国調査に基づき、介護保険サービス事業者および保健・医療サービス期間に所属する職員、自治体職員、民生委員を対象に行った調査で、民生委員を対象に独自に考案したものではなかったため民生委員の立場から

みた家庭内の高齢者虐待を明らかにするには限界があった。本調査で43人(22.5%)の民生委員から自由記載の回答を得ることができたことから、どのような現象が虐待にあたるのか例を示しながら聞き取りを中心とした調査を行うことにより具体的な虐待が把握できたのではないかと考える。今回の調査は、民生委員からみた高齢者虐待の実態の特徴を明らかにすることが目的であったため、民生委員の基本属性を特定しなかったが、性別、年齢、職歴、民生委員としての活動年数と虐待把握との関連なども調査することで民生委員に対する支援の方向性がより明確になると考える。今後の検討課題としたい。

V 結 語

民生委員の把握している虐待事例は心理的虐待が多く地域住民である民生委員は心理的虐待を把握する上で適当な立場の者であり、その活動の有用性も確認できた。高齢者虐待防止法制定後、取り組みの進んでいる虐待防止ネットワーク構築の中で、民生委員を含めた地域住民の活躍の場を広げるためには単なる知識提供の啓発活動ではなく、地域住民自らが主体的に虐待防止に係われるようなコミュニティ全体の活性化が必要である。

本調査は平成2005年度愛媛県高齢者虐待防止対策事業の一環として行われた高齢者虐待実態調査である。

(受付 2007.11.22)
(採用 2008. 7. 1)

文 献

- 1) 高齢者虐待防止研究会, 編. 高齢者虐待に挑む: 発見, 介入, 予防の視点. 東京: 中央法規出版, 2004.
- 2) 金子善彦. 老人虐待. 東京: 星和書店, 1987.
- 3) 高崎絹子, 岸 恵美子, 吉岡幸子, 他. 在宅高齢者に対する虐待事例の「深刻度」とその関連要因: 全国の実態調査を基にして. 高齢者虐待防止研究 2005; 1(1): 79-89.
- 4) 高崎絹子, 佐々木明子, 谷口好美, 他. 老人虐待と支援に関わる総合的研究 (1): 埼玉县市町村保健婦に対する実態調査から. 保健婦雑誌 1995; 51(12): 966-977.
- 5) 加藤悦子. 高齢者虐待の発生割合とリスクタイプ別特徴. 総合ケア 2004; 14(11): 57-62.
- 6) 田中荘司. 老人虐待の調査実態からみえてきたもの. 保健婦雑誌 1995; 51(7): 517-523.
- 7) 中村京子, 生野繁子, 本川眞弓. A 地域高齢者虐待事例の家族類型と要因分析からの一考察: 介護支援専門員・市町村保健師への実態調査から. 日本看護学会論文集 (地域看護) 2006; 36号: 144-146.
- 8) 厚生労働省 (医療経済研究機構) 調査検討報告会. 家庭内における高齢者虐待に関する調査, 2004.

- 9) 赤松公子, 前神有里, 佐佐木智絵, 他. 愛媛県における在宅高齢者虐待に関する現状と課題. 高齢者虐待防止研究 2007; 3(1): 100-109.
 - 10) 香川県健康福祉部. 香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル, 2005.
 - 11) 高崎絹子. 高齢者虐待防止法成立の意義と取り組みの現状. 保健の科学 2007; 49(1): 4-10.
 - 12) 厚生労働省老健局計画課. 市町村における権利擁護施策に関連するマニュアル例, 2005.
 - 13) 上原たみ子, 井上スエ子, 大光房枝. 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の活動と事例援助の実際. 保健の科学 2007; 49(1): 20-25.
 - 14) 小野ミツ. 認知症高齢者と虐待との関連と家族支援. 保健の科学 2007; 49(1): 35-39.
-